



2022年7月15日

各位

会社名 ファーストコーポレーション株式会社  
代表者 代表取締役社長 中村 利秋  
(コード番号 1430 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役経営企画室長 宮本 比都美  
(TEL 03-5347-9103)

## 第11回定時株主総会開催日程及び付議議案決定 並びに定款の一部変更及び取締役候補者の選任に関するお知らせ

当社は、2022年7月15日開催の取締役会にて、第11回定時株主総会の開催日程及び付議議案並びに定款の一部変更及び取締役候補者の選任について決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 第11回定時株主総会の開催日程及び付議議案

- 開催日時 2022年8月26日(金) 午前10時
- 開催場所 東京都新宿区西新宿一丁目26番2号 新宿野村ビル2階  
野村コンファレンスプラザ新宿 コンファレンス A

#### (3) 付議議案

##### 決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当定款を変更するものであります。

- 変更案第16条第1項は、株主総会参考資料等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- 株主総会参考資料等のインターネット開示の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (2) 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考資料等のインターネット開示)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提案したものとみなすことができる。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	(株主総会参考資料等の電子提供措置等) 第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 <u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち <u>務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第 3 2 5 条の 5 に定める書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新設)	附則 (株主総会資料等の電子提供措置等に関する経過措置) 第 2 条 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更案第 16 条（株主総会参考資料等の電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、 <u>施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u> 3 本附則は、 <u>施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022 年 8 月 26 日
定款変更の効力発生日	2022 年 9 月 1 日

3. 取締役候補者の決定

(1) 取締役選任の理由

取締役（監査等委員であるものを除く。）6 名全員は 2022 年 8 月 26 日開催予定の第 11 回定時株主総会終結の時をもって任期満了となるため、下記のとおり取締役 6 名の選任に係る議案を第 11 回定時株主総会に付議することといたしました。

(2) 取締役候補者

氏名	現役職名	新任・再任
中村 利秋	代表取締役社長 兼 開発事業本部長	再任
佐井賀 豊	常務取締役 建築事業本部長 兼 再開発事業担当	再任
横山 一夫	取締役 管理本部長 兼 生産管理部長 兼 採用・人材開発特命担当	再任
宮本 比都美	取締役 経営企画室長 兼 コンプライアンス担当	再任
藤本 聡	社外取締役	再任
林 淳二	社外取締役	再任

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 藤本聡氏及び林淳二氏は、東京証券取引所の定める独立役員要件を充たしており、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上